

大阪市における商業の概況

平成19年6月1日現在で実施した「平成19年商業統計調査」の本市の集計結果がまとまったので、その概要を紹介する。

この調査は、経済産業省所管のもとで、統計法に基づく指定統計調査（第23号）として、昭和27年に第1回調査を行って以来、昭和51年までは2年ごとに、平成9年までは3年ごとに、以降5年ごとに調査を実施し、その中間年（本調査の2年後）に簡易調査を実施している。

今回の調査は第24回目の調査であり、平成14年以来の本調査である。

【調査の範囲】

日本標準産業分類「大分類 J—卸売・小売業」に属する事業所。ただし、次に挙げるものは調査対象から除かれる。

- (1) 営業の場所が一定しない事業所、または営業のための固定設備がない事業所
 - (2) 劇場、運動競技場などの、有料の施設内にある事業所（ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内※、有料道路内※にある別経営の事業所を除く。）
 - (3) 調査期日に休業中もしくは清算中で、かつ専従の従業者がいない事業所
- なお、※については、平成19年調査より調査を開始した。

【調査の系統】

- (1) 調査員調査
経済産業省—都道府県—市区町村—指導員—調査員—対象事業所
- (2) 本社等一括調査
経済産業省又は都道府県—対象企業

【用語の解説】

- (1) 卸売業
主として卸売業、小売業、サービス業、工場・

病院・学校・官公庁などの産業用使用者に対して商品を販売する事業所のことで、具体的には問屋、商社、商事会社、貿易商、製造業の販売事業所などが該当する。

なお、「代理商、仲立業」については商品手持額は調査していない。

(2) 小売業

主として個人用又は家庭用消費のために商品を販売する事業所のことで、小売と同種商品の修理を兼ねる事業所、菓子・豆腐などの製造小売を行う事業所及び訪問販売・通信販売の事業所も含む。

(3) 事業所

主として有体商品の売買業務を行っている事業所で、一定の場所で商品の卸売、商品売買の代理、仲立、又は小売の業務を行っているすべての事業所をいう。

(4) 従業者

平成19年6月1日現在で、主としてその事業所の業務に従事している者で、「個人事業主」及び「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいう。

ア 「個人事業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

イ 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給金を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

ウ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

エ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で、一定の期間を定めずに若しくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用している者、または、平成19年の4月、5月のそれぞれの月において、18日以上雇用した者をいう。

(5) 就業者

従業者に「臨時雇用者」と「他からの派遣従業者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

ア 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

イ 「出向・派遣受入者」とは、人材派遣会社など別経営の事業所から派遣されている人をいう。

(6) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の有体商品の販売額で、消費税を含めた額をいう。

(7) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額等、商品販売額以外の収入額をいい、消費税を含めた額をいう。

(8) 商品手持額

平成19年3月末現在で、事業所が販売する目的で保有している手持商品の仕入原価をいう。

(9) 売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、事業所が商品販売するために、実際に使用する売場の延床面積をいう。ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古車）小売業、建具小売業、畳小売業、新聞小売業及びガソリンスタンドは除く。

(10) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査していない。

ア 専用駐車場とは、自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。

イ 共用駐車場とは、他の事業所と共同で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をい

う。

ウ 収容台数とは、満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ台数ではない。

利用上の注意

(1) 適用した産業分類について

平成19年商業統計調査における事業所の産業分類の決定については、平成14年3月7日に告示された第11回改定による「日本標準産業分類」を適用している。（平成19年11月6日に告示された第12回改定による「日本標準産業分類」は適用していない。）

(2) 統計表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「△」はマイナスの数値を表している。

(3) 「X」は事業所数が1または2に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所である。また、事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

(4) 本文中及び統計表の数値は、単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳が一致しない場合がある。

(5) 本文中及び統計表中の「構成比」については、積みあげた数値とその合計値は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(6) 今回の数値結果は本市が独自に集計したものであるため、大阪府、経済産業省が公表する数値と若干相違することがある。